

4. 河川情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項

適正な河川管理を行うためには、流域の成り立ちや、その役割・特性を考慮し、治水、河川利用及び河川環境などの情報について、地域や関係機関と連携し流域一体で取り組むことが重要であると考えます。

また、河川管理施設の能力には限界があり施設では守りきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、ハード対策に加え、ソフト対策の推進にあたっては、関係機関や地域住民等と、より一層の連携強化に努めます。

(1) 河川にかかる調査・研究等の推進

- ・ 繙続的に水文観測を行い、データを蓄積し、河川整備に役立てます。
- ・ 多自然型川づくりに関する動植物の生息・生育環境の調査・研究を関係機関の協力を得ながら推進し、技術的手法の確立に努めます。また、様々な調査・研究の成果は、関係各所において有効利用が図られるよう努めます。

(2) 河川情報の提供

- ・ 河川の整備状況、水文水質情報及び自然環境の現状など、治水・利水・環境に係る情報を広く共有するとともに、河川管理者と関係機関や地域住民等が双方向のコミュニケーションが図られるよう努めます。
- ・ インターネット等で、河川事業で整備された水辺の施設などを紹介するとともに、河川に関する自由な意見をお聞きします。また、パンフレットや各種イベント等で河川事業や施策をPRし、理解を得るよう努めます。
- ・ 災害による被害の軽減を図るため、広島県水防テレメータシステムにより、県内一円に配置した観測局で雨量・水位やダム諸量などのデータをリアルタイムで収集し、表示・記録を行うとともに、これらデータを管理し、水防警報など必要な対策・支援を迅速に行います。また、広島県防災情報システムを活用し、市町村をはじめ広く県民の方々にも情報を提供します。
- ・ 想定される規模を超える洪水や高潮、津波への対応として、最新のデジタル技術なども活用し、関係機関や沿川住民への情報伝達、警戒避難体制等の強化に努めます。

(3) 地域や関係機関との連携

① 治水に関する事項

- ・ 広島県、関係2市1町(福山市、府中市、神石高原町)が連携し、必要に応じて総合的な治水対策を実施し、内水被害や外水被害の軽減を図ります。
- ・ 治水上影響を及ぼす開発行為は、必要に応じて事業者に流出抑制対策等の指導を行います。
- ・ 堤については、水利権者や関係機関と連携し、必要に応じて将来的な統廃合に向けた検討を行います。
- ・ 治水、河川利用及び景観等の河川環境上の適正な河川管理を図ることに支障が生じる場合は、関係機関と連携して対応します。

- ・超過洪水発生時の対応として、広島県防災情報システムを有効に活用した関係機関や地域住民への情報伝達、警戒避難体制等の強化に努めるとともに、市町村の策定するハザードマップについても積極的に支援していきます。

② 利水・環境に関する事項

- ・河川の水質改善については、下水道の整備や水質悪化が懸念される大規模開発時の対応など、第二期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスⅡ)の施策の展開等、地域住民や関係機関と連携を図りながらその対策に努めます。
- ・水質事故が発生した時は、事故状況の把握、関係機関への連絡、河川状況や水質の監視を行い、事故処理などを原因者及び自治体などの関係機関と協力して行います。
- ・良好な河川環境を維持するため、許可工作物の新設や改築にあたっては、施設管理者に対して治水上の影響等を考慮の上、環境の保全にも配慮するよう指導します。
- ・渇水時には、関係機関と連携し、節水等の広報活動や円滑な渇水調整に努めます。

③ 水防災意識社会再構築ビジョンを踏まえた取組

- ・施設の能力には限界があり施設では守りきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会再構築ビジョン」を踏まえ、平成29年に関係機関が参画し設立した「広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会(東部建設事務所管内)」において、「洪水による『災害死ゼロ』の実現」を目指し、関係機関が一体となって、減災に向けた取組方針を定めています。今後は、引き続き継続的なフォローアップを行い、必要に応じて取組方針を見直します。

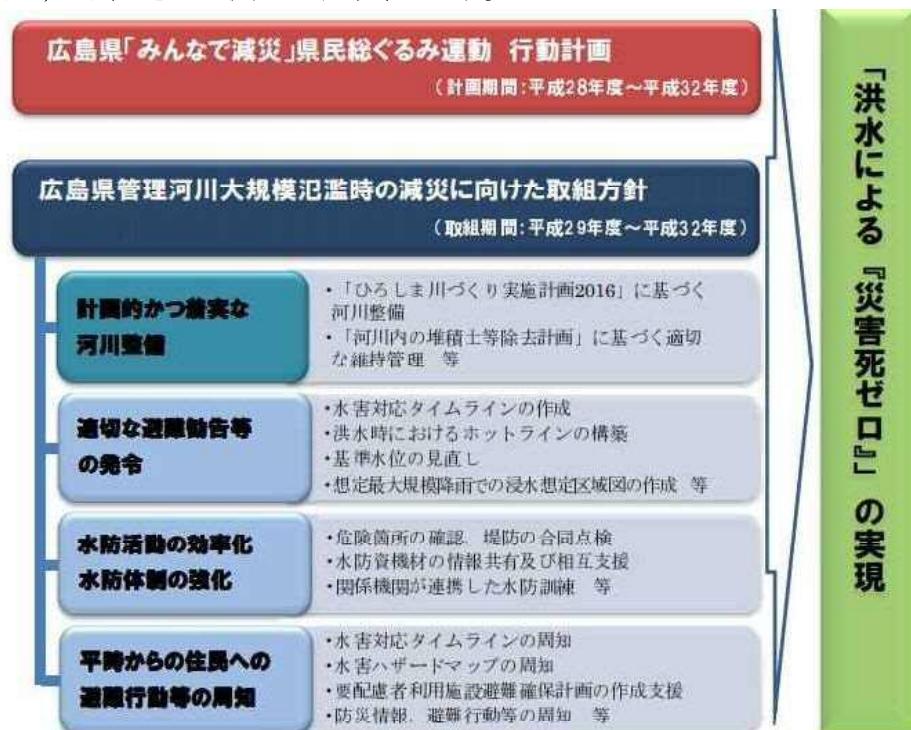


図-4.1 広島県管理河川大規模氾濫時の減災に向けた取組方針

(出典：広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会（東部建設事務所管内）令和元年6月13日見直し)

④ その他

- ・ 水源かん養等の役割を担う山林等の生態系機能の保全について、流域の成り立ちやその役割・特性を考慮し、源流の山々を含めた流域一体での河川管理への取組が重要であると考えます。このため、地域住民や地方公共団体、関係機関・団体等と、流域一体となって、より一層の連携強化に努め、相互の情報共有を図ります。
- ・ 存在感のある川づくりを図るため、地域のまちづくりと調整し、観光施設等を活かした川づくりを目指し、地域住民や関係機関等との連携を強化します。
- ・ 親しめる川づくりを進めるため、河川に関する広報活動等により地域住民に河川への関心を高めるよう努めます。また、草刈りや清掃活動などの河川愛護活動の支援も行います。

(4) 社会環境の変化・気候変動への対応

今後の人口減少・高齢化など社会構造の変化や産業構造の変化、コンパクトなまちづくり等による土地利用の転換など、社会環境に変化が生じることが想定されます。また、今後の気候変動による豪雨の更なる頻発化・激甚化がほぼ確実視され、河川の治水安全度が相対的に低下することが懸念されています。これらの変化により生じる課題や地域住民のニーズにも適切に対応するよう努めます。